質 疑・回 答 書

令和8年 11月 9日

件名	東大阪市大気汚染常時監視テレメータシステム賃貸借【長期継続契約】

（ 質 問 事 項 ）	（ 回 答 ）
契約書の案は先に頂戴できますでしょうか。	本市ウェブサイト上で公表いたします。
賃貸借期間中に、予算が減額又は削減された場合等、発注者の都合により解約となった場合損害金の支払いについては協議の上決定する認識でよろしいでしょうか。また、過去に予算が減額又は削減され解約された事例はありますでしょうか。	賃貸借期間中に、予算が減額又は削減された場合等の扱いにつきましては、以下のとおりとさせていただきます。(契約書(案)第18条に記載) なお、東大阪市大気汚染常時監視テレメータシステム賃貸借契約において、過去に予算が減額又は削除されたことにより解約された事例はありません。 1 (1)予算の減額があった場合 ア 受注者がこの契約を継続する意思のあるとき、予算の範囲内でこの契約を継続する。 イ 受注者がこの契約を継続する意思のないとき、予算を減額する会計年度の前年度の末日をもってこの契約を解除する。 (2) 予算の削除があった場合 予算を削除する会計年度の前年度の末日をもってこの契約を解除する。 2 前項により契約を解除した場合において、受注者の損失が生じたときは、発注者が負担するものとする。
仕様書12.サポート体制(6)に再委託は原則禁止とあります。リース会社が応札する場合、賃貸に付属する業務でリース会社が自ら実施することができない業務(物件の搬入、保守等)がありますので、リース会社から物件の売主等の業者へ再委託しても問題ないでしょうか。	リース会社様が自ら実施することができない業務であって、「当該業務を行うにあたり必要なものではあるが、付随的な業務」や、「当該業務の基本的又は中心的なものに対して、補助的な業務」等については、再委託しても問題ありません。
保守・運用支援については、リース会社に責任はなく納入業者に責任がある認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
東大阪市財務規則117条3項について、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。とありますが、過去の国や地方公共団体との契約実績により契約保証金免除申請を行うことは可能でしょうか。	契約実績での契約保証金免除はしておりません。なお、以下のいずれかの場合については契約保証金を免除しております。 ①東大阪市財務規則第117条第1号の規定により履行保証保険に加入する場合 ②単年度当たりの契約金額が500万円未満の場合
リース満了後の撤去は発注者にてご対応いただける認識でよろしいでしょうか。受注者にて対応が必要な場合、1拠点から離線等された状態で引き揚げる認識でよろしいでしょうか。また、データ消去及び証明書は必要でしょうか。必要な場合、証明書は任意書式で物件引揚後の作業で問題ないでしょうか。	今回リース予定の機器等については、契約期間満了後本市へ無償譲渡となります。受注者での撤去の必要はありません。
仕様書【8. 実施体制】にて情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度認証を取得していることとなっております。当社は本社事業所において、同認証を取得しておりますが、それで問題はないでしょうか。	特に問題ありません。
「制限付き一般競争入札実施要綱」の「13 契約事項(2)契約保証金」において、『①東大阪市財務規則第117条第1号の規定により履行保証保険に加入する場合』『②単年度当たりの契約金額が500万円未満の場合』とありますが、契約保証金の免除要件は、①又は②のいずれかに該当する場合との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。